

議案第 63 号

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

各種医療費の助成に係る事務処理において利用することができる市長が保有する特定個人情報の種類を追加するため改正する。

[内 容]

1 特定個人情報の種類の追加

次に掲げる事務を処理するために必要な限度において利用することができる特定個人情報に、国民健康保険法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって市長が保有するものを追加することとする。（別表第2関係）

- (1) 小田原市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務
- (2) 小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務
- (3) 小田原市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

公布の日